様式１

申請に対する処分に係る審査基準及び標準処理期間

処分の名称		建築設備（昇降機等）の建築等に関する確認
根拠条例･規則等名		建築基準法(昭和２５年法律第２０１号)
条　　項		第８７条の４
所管部課		建設局 建築行政部 建築審査課 (048-646-3243)
審査基準	基　準（未設定の場合はその理由）	建築基準関係規定(建築基準法第６条第１項)
	設定等年月日	平成 13 年 5 月 1 日設定　平成 19 年 6 月 20 日最終改正
標準処理期間	期　間（未設定の場合はその理由）	７日
	設定等年月日	平成 13 年 5 月 1 日設定　平成 19 年 6 月 20 日最終改正
備　考		